

# ○音楽隊に関する訓令

昭和55年4月1日  
警察本部訓令第15号  
警察本部長

埼玉県警察音楽隊に関する訓令を次のように定める。

## 音楽隊に関する訓令

題名改正〔平成7年第8号〕

埼玉県警察音楽隊規程（昭和33年埼玉県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この訓令は、埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）に基づき音楽隊に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成7年第8号、30年第19号〕

### （任務）

第2条 音楽隊は、音楽を通じて職員の士気の高揚を図り、情操を豊かにするとともに、埼玉県警察の効果的な広報活動を推進することを任務とする。

### （副隊長）

第3条 音楽隊に、副隊長を置く。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

一部改正〔昭和59年第8号、平成6年第28号、9年第5号〕

### （楽長）

第3条の2 音楽隊に、楽長を置くことができる。

2 楽長は、隊長の命を受けて、隊員の演奏技術の指導及び演奏指揮に当たる。

追加〔平成9年第5号〕

### （カラーガード隊）

第4条 音楽隊に、カラーガード隊を附置する。

2 カラーガード隊は、埼玉県警察に勤務する職員をもって編成する。

一部改正〔平成15年第21号、令和5年第10号〕

### （勤務制）

第5条 音楽隊員の勤務制については、日勤制勤務とする。

削除〔昭和60年第11号〕、全部改正〔平成元年第12号〕、一部改正〔平成4年第30号〕

### （勤務時間）

第5条の2 音楽隊員の勤務時間は、4週間を平均して1週間につき38時間45分とする。

追加〔平成元年第12号〕、一部改正〔平成4年第30号、21年第12号〕

### （勤務時間の割り振り等）

第5条の3 音楽隊員の勤務時間の割り振り及び休憩は、埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第12条第1項に定めるところによる。

追加〔平成元年第12号〕、全部改正〔平成4年第30号〕、一部改正〔平成9年第34号、19年第13号〕

### （週休日）

第5条の4 総務部広報課長（以下「広報課長」という。）は、音楽隊員の週休日を、4週間を通じて8日の割合で設けなければならない。この場合において、勤務日は、連続して12日を越えないものとする。

追加〔平成元年第12号〕、一部改正〔平成4年第30号、7年第8号、12年第30号〕

（勤務計画）

第5条の5 広報課長は、音楽隊員の勤務計画を策定し、指示するものとする。

追加〔平成元年第12号〕

（服装）

第6条 音楽隊員の服制及び服装は、別に定める。

（演奏）

第7条 音楽隊の演奏活動は、次の各号に掲げる行事等の場合に広報課長の承認を得て行うものとする。

- (1) 埼玉県警察が主催又は後援する各種行事
- (2) 国、地方公共団体その他公共的な団体、機関が主催する行事
- (3) 前各号のほか警察広報の効果を高めると認められる行事等

一部改正〔平成12年第30号、30年第19号〕

（楽器等の取扱い）

第8条 音楽隊員は、楽器及び附属品、その他の機材の取扱いについて、慎重を期し、常時入念な手入れを行い、汚損、毀損、紛失等のないよう細心の注意を払わなければならない。

一部改正〔平成30年第19号〕

附 則

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 （昭和59年3月31日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 （昭和60年3月23日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 （昭和63年3月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 （平成元年4月27日警察本部訓令第12号）

1 この訓令は、平成元年5月1日から施行する。ただし、第1条〔埼玉県警察処務規程の一部改正〕の改正規定中、第23条、第24条、第29条、第36条、様式第12号及び様式第15号は、平成元年4月1日から適用する。

2 埼玉県警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令（昭和63年埼玉県警察本部訓令第11号）は、廃止する。

附 則 （平成4年3月17日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則 （平成4年9月5日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成4年9月6日から施行する。

附 則 （平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月27日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年3月6日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月17日警察本部訓令第34号)  
この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日警察本部訓令第6号)  
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月7日警察本部訓令第15号)  
この訓令は、平成11年4月12日から施行する。

附 則 (平成12年7月26日警察本部訓令第30号)  
この訓令は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月28日警察本部訓令第21号)  
この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日警察本部訓令第13号)  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月27日警察本部訓令第17号)  
この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日警察本部訓令第12号)  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月20日警察本部訓令第19号)  
この訓令は、平成30年6月20日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日警察本部訓令第10号)  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。